

さいばん通信

J R 東海 労 大 阪 仕 業 検 査 車 両 所 分 会
No. 35 2016. 9. 29
発行責任者 松本 幸一
編集責任者 教 宣 部

10月6日（木）！ 島津さんの本人訴訟、はじまる！！

法廷に管理者が出廷！報告のデタラメが明らかになる！！

21、丹藤 裕一さんの陳述書（抜粋）

平成26年9月6日、N700系新幹線電車（Z5編成）の仕業検査を担当していた島津社員は、作業実績書の前頭部外板点検の作業時間の記入を行わなかったため、同日1時35分頃、仕業申告所において、私は島津社員に対して注意指導を行いました。その際のやりとりは以下の通りです。

〔仕業申告所にて〕

丹 藤：島津さん。これ、ここ（前頭部外板点検の作業時間）書いてない。

島 津：あ。忘れてた。

丹 藤：注意してください。

島 津：はい。（時間を書く）

丹 藤：出す前にしっかり確認して下さいよ。

島 津：はい。

22、芝原 道治さんの陳述書（抜粋）

平成26年9月19日17時20分頃、庫1番線において、N700系（改造）新幹線電車（X8編成）の仕業検査を担当していた島津社員は、東京方運転台機能検査終了の際に、「ブレーキ設定器『抜取』」と指差確認喚呼をすべきところ、これを行わなかったため、私は島津社員に対して注意指導を行いました。その際のやりとりは以下の通りです。

〔16号車運転台を出たところで〕

芝 原：島津さん、「ブレーキ設定器『抜取』」の喚呼せずに、検査終了連絡したね。

島 津：ホント……。すみません。

芝 原：しっかり喚呼してくださいね。

23、吉見 親史さんの陳述書（抜粋）

平成26年9月29日、N700系（改造）新幹線電車（X40編成）の仕業検査を担当していた島津社員は、作業実績書の「作業パート」欄の記入を行わなかったため、同日17時38分頃、仕業申告所において、私は島津社員に対して注意指導を行いました。

その際のやりとりは以下の通りです。

〔仕業申告所にて〕

吉 見：島津君、作業実績書内容で作業パート欄で仕業申告での丸囲みが抜けてる。

島 津：えっ、いるんですか。

吉 見：誰が作業したかわからんやろ。

島 津：はい。

吉 見：出す前にしっかり確認するように。

島 津：はい。

次回も続きます！！